

札幌圏都市計画区域における建築基準法第 51 条ただし書の規定による その他政令で定める処理施設の敷地の位置について

1 申請者 江別市角山 425 番地 5
北日本総業株式会社 代表取締役 湯藤 学

2 申請位置 江別市角山 177 番地 5 の内

3 申請の内容

申請者は、申請地西側の敷地において、平成 9 年より産業廃棄物の破碎処理を行っている。

今回、既存施設の老朽化により更新が必要となったこと、また、市内における堅調な住宅の建て替え需要等による木くず等の増加に対して処理能力が不足していることから、既存施設より高い処理能力を有する破碎施設を申請敷地に設置するものである。

4 申請位置の土地利用状況等

申請地は、江別市役所から北西に約 4.5 km、江別市街地との間には江別第 1 及び第 2 工業団地があり、周辺には、産業廃棄物処理施設が立地しているほか、原野及び農地となっている。申請地及び周辺地域は、市街化調整区域であり、学校、病院などの施設や住宅街はなく、市街化を図る計画はない地域である。

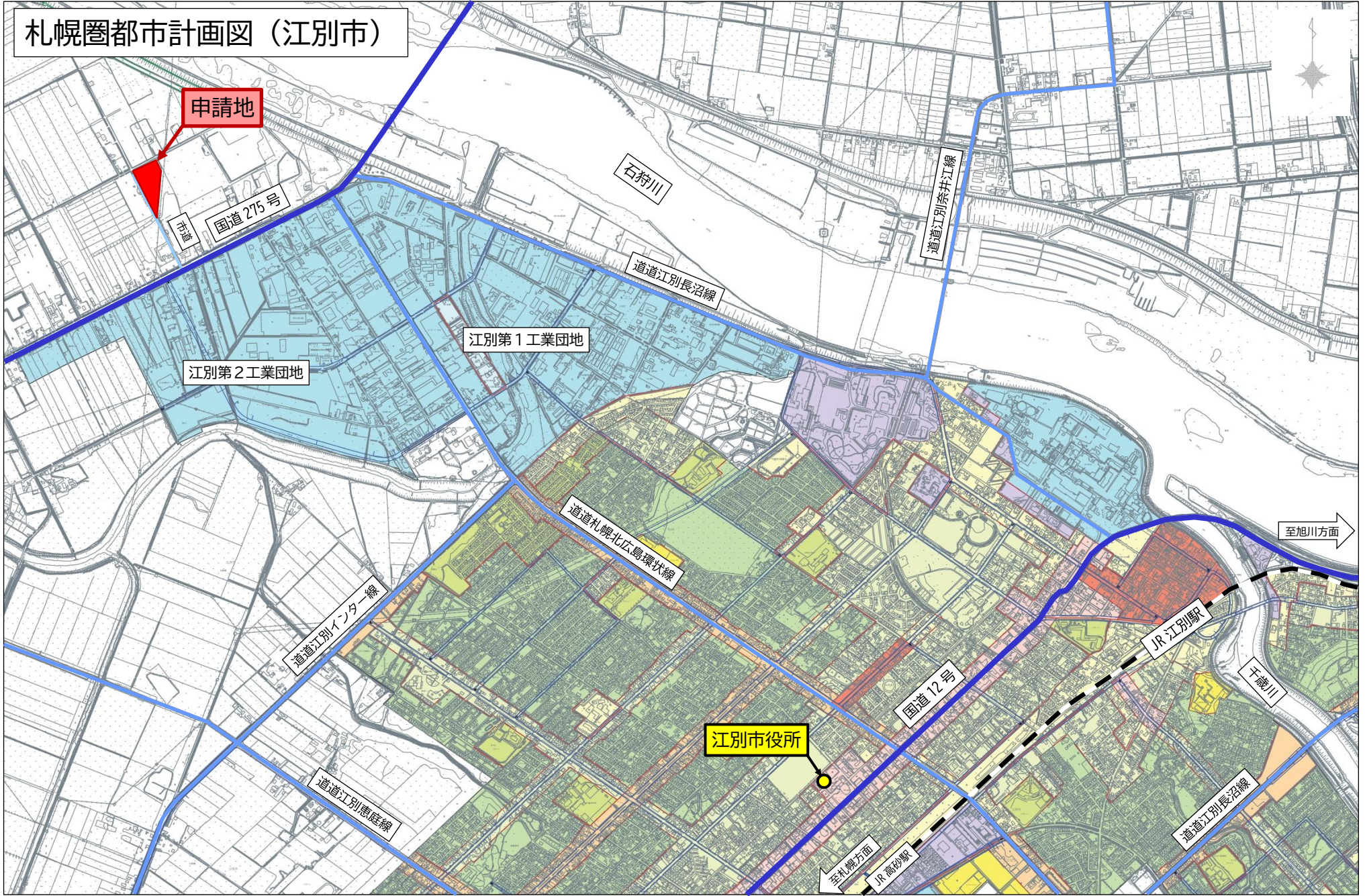
5 事業概要

(1) 敷地面積 17,751.97 m² (地目：原野)

(2) 処理施設の概要

- ・ 処理施設の種類 産業廃棄物処理施設 (破碎施設)
- ・ 処理能力
 - 廃プラスチック類 103.60 t/日
 - 紙くず 147.90 t/日
 - 木くず 249.53 t/日
 - 繊維くず 54.40 t/日
- ・ 廃棄物の分類 産業廃棄物

札幌圏都市計画図（江別市）



航空写真

石狩川



申請地

既存施設

市道

国道 275 号

道道札幌北広島環状線

江別第 1 工業団地

江別第 2 工業団地



配置図

江別市角山

